

大阪市告示第1218号

次の金融機関の店舗について、名称及び所在地変更の届出があったので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

令和8年9月4日

大阪市長 横 山 英 幸

金融機関名	店 舗 名		所 在 地	変 更 年 月 日
大同信用組合	変 更 前	石津支店	〒592-8334 堺市西区浜寺石津町中 3－13－11	令 和 8 年 11月24日
	変 更 後	浜寺諏訪森 支店	〒592-8348 堺市西区浜寺諏訪森町中 2 丁178－10	

（会計室会計管理担当）